

令和 7 (2025) 年度インフルエンサー活用情報発信業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和 7 (2025) 年度インフルエンサー活用情報発信業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

令和 7 (2025) 年度インフルエンサー活用情報発信業務

2 業務の目的

人気インフルエンサーの知名度や発信力を活用し、全国の方に向けて本県の観光地やグルメ等の情報を効果的に発信することで、本県の全国的な認知度を向上させることを本業務の目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 (2026) 年 3 月 25 日（水）まで

4 契約金額の上限

6,993,800円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 業務内容

本県の魅力を全国に向けてPRすることを目的に、県内 3 つのエリアをテーマとした動画を計 6 本制作すること。（1 エリアにつき、ロング動画（60分程度）1 本、ショート動画（60秒以内）1 本）

(1) インフルエンサーの選定・出演依頼

ア インフルエンサーは、1 エリアにつき 1 組起用すること。なお、3 組分の出演依頼料等を確保することが難しい場合は、甲と協議の上で起用組数を変更できるものとする。

イ 自身のYouTubeチャンネルを有し、主に旅行系又はグルメ系の情報を発信するインフルエンサーを選定すること。なお、YouTubeチャンネル登録者数は30万人以上を目安とする。

ウ YouTubeのほか、Instagramなどの他媒体でも自身のアカウントを有するインフルエンサーが望ましい。

エ 複数の候補者を甲に提案し、甲と協議の上で決定すること。

オ インフルエンサーへ出演依頼等を行うこと。

(2) 企画立案・連絡調整

ア テーマとするエリア及び訪問する観光地や店舗等について、乙はインフルエンサーと調整した上で、複数の候補を甲に提案し、甲と協議の上で決定すること。

イ 動画は、本県の観光地やグルメ等の情報を効果的に発信できる内容とすること。なお、定番の情報だけでなく、知られざる情報等も積極的に盛り込むこと。

ウ 取材する施設や店舗等への連絡調整を行い、取材当日はインフルエンサーに同行すること。

エ 事前に施設管理者等へ撮影及び動画投稿に関する許可を得ること。

(3) 動画制作・投稿

ア 動画制作はインフルエンサーが行うものとするが、必要に応じて乙も協力するものとする。

イ 動画の概要欄には、甲からの依頼であることを明記し、ステルスマーケティングと誤解されないようにすること。また、動画内で紹介した施設や店舗のウェブサイト等のリンク先を記載するなど、ウェブサイト等へ誘導する仕組みを取り入れること。

ウ 動画完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

エ 動画を投稿する媒体は、インフルエンサー自身のYouTubeチャンネルとし、その他のSNS媒体

で自身のアカウントを有している場合は積極的に投稿すること。

オ 動画の投稿作業はインフルエンサーが行うものとする。

カ 動画の公開時期は、8月頃・11月頃・2月頃を想定している。詳しい公開日時は、甲と協議の上で決定すること。

キ 制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙及びインフルエンサーは著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙又はインフルエンサーが既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

ク 制作した動画及びサムネイル画像は、甲の公式YouTubeチャンネル「15Tube」や公式X等においても公開可能とする。

ケ 県公式ファンサイト内に、旅のルートや店舗等を紹介したページを掲載すること。なお、掲載に当たっては、ファンサイト運用・保守管理業務の受託者と連携してすること。

(4) 効果測定・報告

ア YouTubeアナリティクスやInstagramインサイト等を活用し、インフルエンサーの媒体毎に、視聴回数や再生時間等の効果測定結果をまとめ、報告すること。

イ 動画内で紹介した施設や店舗についても、動画投稿前後の売上高・予約件数・ホームページアクセス件数など、動画投稿による反響等を可能な限り把握し、報告すること。

(5) コメント及びダイレクトメッセージ等への対応

ア コメント及びダイレクトメッセージ等に対しては、丁寧で親しみやすいトーンで返信すること。

イ 可能な限り、質問には24時間以内に返信、感謝のコメントには即時返信に努めること。

ウ 個人的な相談、クレームには対応しないこととする。なお、炎上等のリスクが発生、又はリスクが予見される場合は、速やかに甲に報告の上、乙の責任により解決すること。

(6) 定期打ち合わせの実施、議事録の作成、状況報告

ア 事業実施期間中は、概ね2週間に1回程度、甲との定期打ち合わせを実施すること。

イ 打ち合わせの場所は、栃木県庁本館3階広報課内を基本とするが、オンライン（Zoom等）も可とする。都度打ち合わせの議事録を作成し、甲と共有を図ること。

6 提出物、提出期限及び提出先

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

ア 委託業務の具体的な実施計画を記載した「業務実施計画書」（紙媒体1部及び電子データ）

イ 統括責任者通知書（紙媒体1部）

ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類（別途指示）

(2) 各動画投稿後に提出するもの（具体的な提出期限については甲と乙で協議の上決定する）

ア 制作した動画データ及びサムネイル（電子データ、動画データはMP4形式）

イ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(3) 業務完了後に速やかに提出し検査を受けるもの

ア 業務完了報告書（紙媒体1部）

イ 実績報告書（紙媒体1部及び電子データ）

ウ 制作したすべての動画データ及びサムネイル（DVD1枚、動画データはMP4形式）

エ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(4) 提出先

栃木県総合政策部広報課

7 委託料の支払

委託料の支払は、6 (3) の検査において合格後の精算払とする。

8 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) インフルエンサーの取材・体験に係る一切の経費（旅費、宿泊費、飲食費、体験料金等）及び動画の制作・投稿に係る一切の経費（企画、撮影、編集、投稿等）は、全て委託金額に含むこと。
- (3) 動画については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。特に意図しない第三者の映り込み等がないよう十分に配慮すること。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) 甲は、必要に応じ、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (8) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙で協議の上で定めることとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (11) 災害や感染症等の発生状況により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、甲の指示を受けて対応すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（従事者の監督等）

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

（資料等の廃棄等）

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただ

し、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

（再委託）

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

（事故発生時における報告）

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（実地調査等）

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

（指示）

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。